

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 7月11日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1735号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則第6-5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第5条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)～(4)の4 (略)</p> <p><u>(4)の5 配偶者同行休業(法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、一般職員勤務時間条例第20条第1項若しくは市町村立学校職員勤務時間条例第19条第1項の規定により休業の承認を受け、教育特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、<u>配偶者同行休業をし</u>、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。</p>	<p>第5条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。</p> <p>(1)～(4)の4 (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、一般職員勤務時間条例第20条第1項若しくは市町村立学校職員勤務時間条例第19条第1項の規定により休業の承認を受け、教育特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、又は停職にされている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。</p>

附 則

この規則は、平成26年7月11日から施行する。